「人としての尊厳を取り戻す闘い」を支援する会

通　信　　最終号

2012 年　4 月号

発行日　2012/4/18

先回 13 号を発行してから、なんとすでに 1 年余が経過しているという、とんでもなく遅い通信発行となってしまいました。しかも「最終号」ということで、今回を以て、この通信も一旦幕を下ろすこととなります。発行が遅れに遅れていることで、皆さまに申し訳ない気持ちで一杯でしたが、やっとこうしてご報告ができることとなり、ひとつ肩の荷を下ろした思いです。

最終結果　報告

平成 23 年 3 月 2 日

高裁判決　敗訴

平成 23 年 3 月 18 日

高裁判決を不当として最高裁へ上告

平成 23 年 9 月 1 日付け

最高裁からの上告棄却・上告不受理が決定

残念ながら、当方の敗訴で確定しました。

はじめに

以下、詳細をご報告いたしますが、その前に、あらかじめひとつだけお断りをしておかねばなりません。実は、本稿は、実質橋本がひとりで作成いたしましたので、至らぬ点はご容赦願いますようお願いいたします。

それというのも、支援する会・森島代表の意向で、13 号の次の 14 号は、高裁敗訴を受けて、最高裁へ「上告状」等を提出した後、「上告理由書」等の提出期限である 5 月 11 日を過ぎて後、「上告理由書」と「上告受理申立理由書」の内容を踏まえた上で、控訴審敗訴のご報告と併せて、制作発行するというスケジュールでした。ですから、5 月までは通信作成も一旦おあずけということを決めていたところ、高裁判決から間もない 3 月 11 日、あの東日本大震災という未曾有の大災害が発生したのでした。直接被災する

ことのなかった西日本の者たちにとっても様々な影響を受ける事態となり、特に、森島代表の身辺は、一変してしまったといっても過言ではありませんでした。
期限どおりに「上告理由書」等の提出が済んだ後もなかなか通信作成作業に着手することができず、橋本も、震災以降、体調に少々の乱れを生じており、森島代表抜きでの単独作業も難しい状況であったところ、9 月上旬、予想外に早い最高裁上告棄却の報が入りました。
この時も、森島代表は例年のドイツ出張から帰国しておられましたが、帰国後も引き続き、震災に伴う様々な活動に奔走なさったために、代表の弁を借りれば、「10 年に 1 度の忙しさ」という状況に身を置かれ、本件訴訟のために時間を割くことが不可能となられ、現在に至ってもその状況は続いているようです。

そのような事情もあり、本通信は橋本がひとりで作成することやむなしとなり、体調と相談しつつの作業であることや、裁判をやったことで誰からも日常生活の支援を受けられないなか、プライベートの雑多な用事も全てこの身ひとつで処理せねばならず、また、高裁敗訴以降から裁判終結に至るまでという情報量の多さという点でも、かなり厳しい作業となりました。
発行遅延という申し訳なさからとはいえ、このようなことを申し上げるのは言い訳がましく、恥ずかしいのですが、それでも、これが最後の通信ということもあり、私なりに、心を込めて作ったつもりです。
この橋本の最後のメッセージを、どうぞ、しっかりと受け止めて頂きますよう、心よりお願いいたします。

また、森島代表には、三年にもわたるこの裁判の間、陰になり日向になり、橋本を支えて頂きましたこと、なかなかご連絡が取れないこともあり、この場を借りて、厚く御礼を申し上げます。
尚、幻となってしまった「通信 14 号」のために、森島代表が書きました文章が、いくつか手元に残っていますので、それはほぼそのまま掲載いたします。

さて、冒頭にて、まず結論をお伝えいたしましたが、ここに至るまでの具体的なご報告や、終結した今だからこそ、お伝えするべきと考える事柄もございます。ただ、時間が経過してしまった現在ですので、今回は過去「通信」の例に依らず、時系列を逆行する形で構成いたしました。
いずれにしても、ページ数の多い「通信」となってしまいましたが、最後までお読みいただけましたならば、幸いと存じます。

総　括

本訴訟総括

代理人弁護士　大田原俊輔

～橋本さん精神保健福祉法違憲訴訟を振り返って～

平成２３年９月１日付けでの最高裁からの上告棄却・上告不受理決定を受領し、３年越しでの裁判が残念ながら当方の敗訴で確定しました。

記録を振り返ると平成２０年６月から訴状案のやりとりをしており、長い戦いだったと思います。当初は、少なくとも鳥取医療センター相手の請求についての敗訴はまったく予想しておらず、今でも地方裁判所、高等裁判所における保護者としての佐々木氏の口頭の事前の同意があったとの強引な事実認定については全く納得できません。

もっとも、事実認定では高裁までしか争えないということを裁判官は熟知しており、だからこそ意図的に強引な事実認定をするということは他の裁判でも多数見てきたことであり、そのような危惧で高裁時点から違憲主張を追加することとしたものでした。とにかく、裁判所も精神保健福祉法の現実の運用状況などまったく知らない、精神障がいがあるということについての偏見が残っている状況で、橋本さんの身に生じたことを通じて、どれだけゼロに近いところから裁判所の認識を改めてもらえるかが全体としての勝負でした。

その結果、最終的には、負けましたがつぎのような成果が得られました。

まず、この裁判の途中で、少なくとも鳥取医療センターは、事前に保護者の同意を書面で取るということをするようになったことです。あくまでむこうが準備書面の中でそう言っているにすぎないものですが、その後、何件か医療保護入院になったケースを知っているので確認したところ、励行されているようです。当たり前のことをするようになっただけですが、裁判を起こしたことで現実が変わるということは大きな成果と思います。

つぎに、この当たり前のことができていないことについては、高裁判決の中でも問題点として指摘されたということです。リップサービス的なことではありますが、裁判官も悩んだ末、ただの門前払いでは済まされないと思ってくれたからこその記載だと思います。今まで、理解されなかった精神科医療の現状が少しは裁判所に伝わったものと考えるべきです。

そして、私たち弁護士の側から見れば、今回、本格的に違憲論を準備したということで、今後の同種訴訟についての道が少しは開かれることになるのではないかと考えています。過去にも違憲を争った訴訟があるかもしれませんが、今回は、同じ障害者差別問題に関わる弁護士や内田先生のような研究者とのネットワークの中で情報を共有しな

がら進めてきた事件ということで、各種資料をまとめた論理展開については、他の訴訟でも再利用が可能と考えています。橋本さんの事件以降に出た国連関係の勧告等も最高裁対策では間接的に使って説明してきましたが、今後は、これらを直接的に使えるようになります。

これに関連して、当職は、昨年、高松市で開催された日弁連人権擁護大会の第三シンポジウム「患者の権利法の制定を求めて」の実行委員会として参加し、精神医療パートの基調報告書の作成を担当しましたが、その中で、要点のみですが、精神保健福祉法の違憲性について入れ込むことができました。どれだけの人が読んでくれるか分かりませんが、日弁連の配布する文書の中に違憲論を入れ込むことができたのは進歩だと思います。

ということで事件の理論的問題についての感想は終わりにしますが、本当に色々な方々に支えられた３年ちょっとだったと思います。当職は、共同での受任というのが苦手で今も得意ではありませんが、支えてくれる方がいるということは心強いものです。かなりの不義理もしてしまい、反省も度々でしたが、終わってみると本当にありがたかったという一言です。この事件を通じて、個人的にも成長させていただいたという感謝の気持ちが一杯です。

最後に、この訴訟は橋本さんの自殺未遂から始まっていることからすれば、橋本さんがこうやって生きていて、今でもメールのやりとりができているということが、本当にうれしいことです。

本訴訟　総括

原告　　橋本容子

～裁判を終えて～

裁判は全面敗訴にも関わらず、今、私の心中は明鏡止水、とても清々しい気持ちです。私は、心からこの裁判をやってよかったと思っているのです。

思えばこの三年、様々なことがあり、折々の局面で時に悲しみ、時に歓び、時に怒り、時に笑い…泣いたり笑ったりしながら過ごしたこの三年あまりは、振り返れば、私の人生においてなんと素晴らしい、愛おしい三年間だったことでしょう。全てが終わり緞帳が下りた後の第一声は、「あ～、おもしろかった、楽しかったぁ。」でした。

長年の病との闘いの中で敗北し、疲れ果て、挙げ句、「これが人間に対する扱いか！」というような酷いことをされ、人間の尊厳を粉々に打ち砕かれ、絶望のどん底にあった

この私が、死ぬか闘うか、究極の選択の中で「思いっきり闘うだけ闘って、負けたら死ねばいいんだから。死んで元々だもの」と始めた裁判だったのに、こうして全てが終わってみれば、三年の間に出会い関わってくれた人々や経験したことを通して、「これからも生きていこう」「私にも生きて為すべきことがあるかもしれない」と思うようになったということは、これはもう、「成功」したと言ってよい結果です。勝敗だけを見れば残念のひと言ですが、私にとっては、勝訴も敗訴ももはや重要ではなく、「裁判をやれたこと」自体が、すでに勝利であったのだということが、全てを終えてみて、あらためて分かったのです。

裁判をやれたことで、私は、どれほど傷を癒し、溜飲を下げ、得難い希なる経験によって学び、成長できたことか。全く無縁であった民事訴訟というものの知識を得たばかりでなく、精神医療や精神障がい者についての法制度、精神障がい者差別の根本は国が作ったまさにそれらの法制度によるものであること、我が国の実情と国際的水準の相違、国連条約とかけ離れた国内法やその実態など、以前にも増してより一層広い視野と深い理解、認識を得、少しばかりの人間的成長も得ることができました。そして、事件によって負った心的外傷をすっかり克服し、再び誇りを取り戻し、こんなに清々しい気分になっているこの私は、何という果報者であろうかと思います。その上、治療を受けなくなった（受けられなくなった）ことで、むしろ病状が軽快するという、不思議なオマケまでついてきたのです。

人は、他者から差別を受け傷つけられた時、相手を恨んだり憎んだりするだけでなく、自分の価値を見失います。そんな時、如何にすればそこから立ち上がることができるのでしょうか。それは報復をすることや、相手を打ちのめして勝つことではなく、真っ直ぐに相手と向き合い、逃げずに闘ったということでしか、自尊心を取り戻し、心を立て直すことはできないのだと学びました。

傷ついたままただ泣いていたり、忘れたふりをするのではなく、逃げずにそこで踏みとどまり、きびすを返して敢然と立ち向かう。「私は不当かつ理不尽な差別を受容しない。なぜならば、一個の人間に対してその尊厳を侵すことは、何人たりとも赦されないからだ。」と、凛として顔を上げ胸を張り、堂々と自らの人間宣言をするのです。その時、その小さき被差別者は、どんな迫害にもくじけず、いじけず、しなやかにして清明で、人としての器を、広く深く、持てるのだと思います。

私が、皆さまに一番知っていただきたいことは、私が掲げた『人としての尊厳を取り戻す闘い』の「尊厳」は、はからずも、それを踏みにじった相手から取り返すのではなく、真摯にまた誠実に、闘う過程において再構築されるものであり、差別者の卑しく貧しい心根を、凌駕し飲み込んでしまったときに、おのずからこの手の中に戻っていたことに気がついたということです。それが証拠に、事件当時は悔しくて、激しい憎しみを覚え殺意すら抱いたものが、いつしか憎しみも悔しさも、一切合切きれいに消えてしまったのです。事件のことを思い出しても、心の中は凪いだ夏の海のように澄み切って、

穏やかなのです。

今の私は、ひどいことをした彼らに対して、謝ってほしいとか、許すとか許さないとか、全く以てそのような低い次元には立っていません。そんなことはもはや思い煩うことではありませんし、すでに私には何の関係もないこと、どうでもよいことなのです。闘いの全てを終えた今、私の目に映っているのは、事件が起きた当時には想像もできなかった、豊かで美しく、高貴な景色です。私の心は今、静かな幸福に満ちているのです。このような高い次元にまで私を引き上げてくれたのは、この裁判に他なりません。そして、裁判遂行に力を貸してくださった皆々様のお陰なのです。

ここに至って解ったのは、裁判の負けと、人間としての負けは、全く別物だということでした。私は、実はとうに、彼らに勝利していたのでした。

皆さまの前に、今、はっきりと申し上げることができます。私は、この裁判をやって、得たものこそあれ、失ったものは何ひとつありません。それどころか、大きな収穫を得たと、この身いっぱいに感じています。

さて、昨年の 10 月 31 日、大田原弁護士と私は、裁判終結後初めてのミーティングを持ち、様々なことを語り合った後、互いにこの裁判の総括をしたのですが、そこで大田原先生の口から語られたお言葉を聞いたとき、私ははっきりと知りました。私の提起した訴訟は、私のみならず、代理人弁護士にとっても無駄になっていなかった、決して小さくはない収穫を得たのは私だけではなかったと。私にとっても大田原先生にとっても、本当に本当に、この訴訟は大きな意義があったのです。

ところで、この三年あまりというもの、私の生活は裁判を第一義として営まれ、裁判をやっていたからこそ、あの時死んでいてもおかしくなかった私が、命長らえたとも言えます。しかし、裁判を闘う過程において、私はただ生きているというだけでなく、とても充実した時間を過ごし、徐々に気持の持ちようも意識も変化していることは、自分自身でも感じていました。久しぶりに会う人から、「なんだか雰囲気が変わったね」というようなことを言われることも何度かありました。それでも、専ら裁判中心に生活してきた私が、いよいよこれが終わってしまったとき、もしかしたら、バーンドアウトしたり、再び生きる意味を見失ってしまうのではないかと、内心恐れる気持ちもあったのですが、それは全くの杞憂でした。

今、私は、すでに次のステップへと歩み始めようとしております。大田原先生がおっしゃっているように、今回の裁判によって精神保健福祉法違憲論を本格的にまとめることができたのですから、今後の同種訴訟についての道が開かれることになるのではないかと考えるのは、私も同意見です。さらにもっと踏み込んで、一般の精神病者の誰でもが、ご専門の各氏によって練り上げられたこの違憲論を活用して、仮に本人訴訟という形でも、国と最高裁に挑めるようになるのではないかと考えるのです。そのようにこの違憲論を活用できる形を作り上げられたならば、いつの日か最高裁と国を動かすことも不可能ではない、と、夢見て止まないのです。

原告と代理人は…

そもそも裁判における原告と代理人とは、如何なる関係性のものなのでしょうか。私は、この訴訟を始めてまだそう時間が経っていない頃に、大田原先生に対して、以下のようなことを言っています。

『全ての人は人である限りその尊厳の重みに違いはありません。ですから、私がいくら法律の素人でも、大田原先生と私は、人として対等です。しかし、立場の違いはあります。立場が違えば、責任の所在が違い、役割も違ってきます。

裁判は、言うなれば「合法的な戦争」でしょう。またこの戦争は、互いに代理人を立てての代理戦争ともいえます。ただ、この場合、代理人は単なる傭兵ではなく、作戦参謀であり、士官であり、同時に第一線の兵士でもあります。対して原告は、特に本件のような場合、闘いの大儀を体現する旗頭、といった立場だと考えます。近代の戦争に例えるなら、単なる日章旗に過ぎません。旗は自分で武器を持っては戦えません。しかし、参謀本部も士官も一兵卒も、大儀の旗が雄々しくはためいていなければ、戦意を喪失するでしょう。その原告として私は、戦旗としての役割を果たすべく努めて参ります。また、代理で戦争を闘ってくれる代理人弁護士に、思う存分力を発揮してもらうには何ができるのか、そのことだけを考え、できうる限りのことをしようと思っています。』

私と大田原弁護士との関係は、あくまでこの裁判の間だけの期間限定と承知していましたが、この訴訟を共に闘ううちにいつの間にか、私にとって大田原先生はただの代理人にすぎぬ人ではなく、まるで同じ戦場で弾をくぐり抜けてきた戦友のように、私の心の中にしっかりと根を下ろし、私に大きな影響を及ぼす存在となっていたようです。

原告と代理人は信頼関係がたいへん重要で、全ての訴訟がそうなのかどうか分かりませんが、ある意味、一心同体だと思います。裁判を始めるとき、依頼人は弁護士に「委任状」を書きます。その「委任状」にひとたびサインをしたならば、これから始まる戦争に際して、この人に命あずけた、ということです。同時に、代理人のしたことは原告のしたことに同じということです。ですから、敗訴の責任は、原告であるこの私が一身に負うべきことなのです。決して大田原弁護士が負うべき責ではありません。結果責任を負うことが、最後の最後に、原告がその役割として果たすべきことだと考えます。

敗戦の責任によって、A 級戦犯として裁かれるべきは、この私です。ただ、かの東京裁判と違うのは、敗戦国の責任を追及しうる立場にあるのが勝者ではなく、私を支援してくださった皆さまだということです。皆さまのありがたいご支援にお応えするには、勝訴することでしかなかったにも関わらず、敗訴という結果になってしまったことを、皆さまに対してたいへん申し訳なかったと思っています。如何なる責めも負う覚悟であることを、ここにひと言、申し添えておきます。

裁判が産んだもうひとつのもの

ある別の切り口でこの裁判を見るとき、その収穫のなかでも特筆すべきは、何と言っても大田原弁護士その人だったと思っています。

実は、多くの皆さんがご存じないことだと思いますが、「弁護士」という職を奉じている人々のなかで、精神医療の現状、精神障がいに係る法と制度、それらによって引き起こされる数々の精神障がい者への人権侵害を認識し理解できる方が、ほとんどいらっしゃらないのです。このことは、私が一昨年の「障がいと人権全国弁護士ネット・鳥取例会」をお手伝いしたときに、まざまざと知らされたことでした。身体障がいや知的障がいの事件については、特に積極的で意識も高い弁護士さんたちなのに、こと精神障がいとなると、一般人とほとんど何も変わらない誤解と偏見があり、またその根底には、やはり無知、つまり勉強不足があると感じました。そのことは、いかにも残念なことで、大きな失望を覚えざるを得ませんでした。「障がいと人権」をうたっているネットの弁護士さんたちにおいてそうならば、日弁連全体としては、推して知るべしでしょう。

ですから、大田原先生がこの裁判を通して、精神障害と我が国の法の実情、またその誤りと問題点を、肌で感じて理解を深めてくださったことは、この裁判が産んだもうひとつの大きな収穫だったと思うのです。

難しい医療過誤訴訟でも戦える自信があり、ことに精神科は得意分野だと自負していたその人が、実は精神障がいの一面しか見ていなかったことに気づき、まさに心の眼が開かれたことで、たったひとりでも、真実、精神障がいの問題を理解する弁護士をこの裁判が育て得たとしたならば、この一点においても、私がこの訴訟を提起した意味が充分にあったと思うのです。

裁判を始めた頃と現在とでは、大田原先生はまるで別人のようです。三年という時間の中で、先生が膨大な資料や書籍を紐解き、膨大なエネルギーを注ぎ込み、苦しみながらも成長し変化なさるのを、私は傍らにいて、はっきりと感じました。

大田原先生とは、時に対立することもありましたが、常に誠実に熱心に、この訴訟に取り組んでいただき、私の障がいにも理解と配慮をくださり、また時には私の方が先生を励ましたり諭したりすることもあって、この三年あまりの闘いの、裏も表も互いに知っているのですから、大田原先生こそが、この裁判の喜びも苦しみも、他の誰よりも共有できる人物だと、私は思っています。大田原先生の方ではそう思っていらっしゃらないかもしれませんが…。

裁判を終えて今、私の代理人が大田原俊輔弁護士であったことを、心から幸せだったと思っているのです。

高裁敗訴から最高裁上告へ

3月2日の判決期日には多くの支援者の皆様に駆けつけていただきました。皆様の熱いご支援に対してお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

高裁棄却の判決を受けて、原告、代理人はただちに、最高裁に対して、「上告」、並びに、「上告受理の申立」を行いました。そして、5月10日に「上告理由書」を提出しました。後は最高裁の判断を待つことになります。

後の「判決の内容」で詳細に述べていますが、本件において原告橋本さんが訴えてきた問題の核心、すなわち、強制を伴う入院制度、つまり「医療保護入院制度」、それを条項に含む「精神保健福祉法第33条」の憲法違反、そしてそれを盾にした、「精神医療現場における医師の裁量権」への問題提起は決して間違いではなかったし、その問題が、まさに、裁判所以外の、厚労省の「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」等で、中心的課題として議論されているところです。

本裁判は、その先頭をきっての闘いであったということです。

（森島　記）

高裁判決の内容について

判決の内容は、ほとんどが、「地裁判決」をなぞるものでした。結果として、「医者の裁量権」をそのまま認めてしまうという、精神障がい者にとって、恐ろしい判決です。

裁判所から目を外に転じてみると、「精神医療審査会」の「連絡協議会」において、「医療保護入院」は問題ありで廃止したほうがよいという見解が上っている事実があります。保護者の同意イコール本人の同意とはならないということです。「連絡協議会」の構成員はほぼ全員精神科医であることからして、このことは、医療者自身が問題を感じているということを表しています。

内田博文先生は、「本件訴訟判決を読むと、裁判所が『医師の裁量権』を過大に認める立場をとっているがために敗訴した感ありだが、医師自身が医療保護入院に問題を感じているとすれば、それほどに医師の裁量権を過大に認めてよいものか？」と疑問を呈しています。

本件を裁く裁判官にとって、本件は、早すぎた事例であったのか？原告橋本さんの訴えは、精神障がい者にとっては決して早すぎることのない、「生きるためには闘わざるをえない」決意の表れであったのですが。

（森島　記）

支援者集会　報告

高裁判決後の集会には、橋本さん、大田原弁護士を含め、多くの支援者に参加していただきました。大田原弁護士より、「判決の内容」について、具体的に説明がなされまし

た。

大田原弁護士は悔しさを隠さず、怒りの言葉を素直に出されていました。橋本さんは、支援者の前で、「絶対に勝たなければならない闘いに負けて本当に申し訳ありません」と目に涙を浮かべて謝罪されました。もちろん、支援者の誰もが、橋本さんが謝罪する問題でないことはわかっています。この裁判にかかわってき支援者として、精神障がい者が置かれている現状、精神医療現場の実情を、広く訴えていく決意を新たにしました。

（森島　記）

寄せられたお手紙から

集会に参加した「ほっとスペース」の上田理奈さんは、後にお手紙で、次のような思いを寄せてくれました。（理奈さんの文面をそのまま掲載させていただきます）

2011年3月2日。判決は棄却された。『ひとつでもいいから、ひとつでもいいから、かちたかった･･･』と悔し泣きした橋本さん。結局、橋本容子さんが、明和会病院や鳥取医療センターを相手にして起こした裁判は、『のれんに腕押し』にすぎなかったのか。地裁から彼女の闘いを見てきた私は残念でたまらなかった。ただ、裁判の結果ではない。判決文書があまりにも、私たち精神病者をなおざりにした内容にすぎなかったのである。結局、何のための『精神保健福祉法』なのか？現在の日本の精神保健福祉法は、いまだに行政や医療サイドが、私たち精神病者を社会から差別･隔離していることを、この裁判は浮き彫りにした。わたしは実際に通信大学で精神保健福祉を学んでいるのだが、これからの精神保健福祉の役割は、長期入院者の退院促進や生活自立への支援、地域生活への解放、人権擁護などであることを教えられている。それには、当事者(精神病者)の声、気持ちを受け入れる社会づくりが一番重要であるが、この裁判の判決ではそのことが一番欠落していた。裁判の判決文書の一部によると、『男性におむつを変えられた』という橋本さんの訴えは『患者の誤認』とみなされ、取り下げられたということが載せられている。すなわち、精神病者の訴えは『症状から出たもの』とみなして、医療側は頭ごなしに否定していることなのか。いや、精神病者の立場から考えてみれば、たとえ症状とはいえども、精神病者の訴えを、医療側はきちんと受け止めて欲しい。それが、正しい精神医療の治療行為であり、義務である。

精神病者は、一人の人間として、尊厳をもって社会に受け入れられてこそ、希望を持って人生を生き続ける事ができる。社会の受け入れ先がなく、長期入院、はたまた閉鎖病棟に閉じ込められたまま人生を終える人々がいまだに多い。あるいは、入院先で、身体拘束や電気ショック療法、薬物大量投与、保護収容など、自分の意思表示を奪われた精神病者もいる。医療側から、『自傷他傷のおそれあり』などの理由をつけて、このような措置をとっているようだが、何も精神病者の意思を奪うことはないのではと思う。それは、医療側がきちんと精神病者の尊厳を守る、すなわち、病者を『思いやる』基本を守って接していけば、病者の回復が早くなり、ひいては長期入院の減少につながるのではないかと思う。そう、長期入院こそが人間としての尊厳を奪うことになりかねないことである。実際、わたしの仲間で、4年間以上長期入院していた人

がいるが、それでも社会での現実感覚を奪われていたので、退院後数ヶ月たってもまだ自立した生活が不自由で援助が必要な状態である。数年、10何年、何十年、と精神科病棟に幽閉されていると、どんな人生を送るのであろうか？限られた環境の中で、制限された生活を過ごし、実際の社会を知らないまま、自分の主体性を見出すことがないままの人生を送ることになるだろう。それが、長期入院者にとって幸せな人生なのだろうか？家族や友人たちから引き離されて、自分の生活や夢を奪われて、何の希望が見出せるだろうか？！･･･橋本さんの悔し涙を無駄にしてはいけない！さあ、これからが私たち精神病者の闘いのスタートです。精神病者が社会で自由に羽ばたくために。精神病者の闘いの輪を広めていきましょう。声を広めて大きくしましょう。

控訴人　橋本容子より（高裁判決を受けて）

高裁では、控訴棄却という残念な結果となりましたこと、地裁に続いてまたも私の力不足を、皆さまにお詫び申し上げねばなりません。蟻の一穴すら開けることができなかった我が身のふがいなさを、ただただ皆さまに申し訳ないと思うばかりです。

高裁での敗訴については、判決を読む限り、一言で言えば「相手にされなかった」という印象です。地裁の判決書きを読んだときにも、「こんな、まるで肩すかしのような判決があるものだろうか」と思いましたが、今回、高裁の判決は、それに輪をかけて残念なものでした。不法行為の事実認定は、原告の誤認または無かったこととし、新たな証人の申請も却下され、新たに追加した憲法違反の主張も、また違憲性の具体例ともいえる事件の背景にある精神医療の現状を示す数々の証拠も、全く歯牙にもかけないといった風で、一応、精神福祉法33条の厳格解釈と運用の必要性については触れているものの、裁判官はもっぱら下級審の判決をなぞり、はじめからこの事件に真剣に取り組む気などさらさら無かったのではないか、とさえ思えるものでした。

この敗訴によって、事実認定、つまりは私が被告たちから受けた人権蹂躙の処遇を不法行為として訴えたことについては、棄却され、残念ながらそれが決定したことになります。しかし、この控訴審から「憲法違反」の主張を追加したことで、その点においては、いよいよ最高裁に打って出ることになります。最高裁上告審については、「上告理由書」及び「上告受理申立理由書」等、各書面作成において、大田原弁護士にはこの度も渾身の弁論をしていただいたと思っています。また、特に今回の書面作成においては、東京の池原毅和弁護士、福岡の内田博文教授にも、多大なるご助力をいただいております。これまでの経過を思えば、最高裁の判断についても決して楽観はできないものの、原告といたしましては、完成した書面を読み、少なくとも悔いを残すことなく闘うことができるものと、充分な満足感を持っております。そのこと、皆さまに知っていただくと共に、池原、内田、両氏には、この場を借りて篤く御礼を申し上げます。

ちょっとブレイク　　～裁判、裏話し～

さて、上告となりますと、全くの法理論的な闘いとなりますから、私にできることは何ひとつありません。この段階では、一切を専門家である大田原先生にお任せするのみで、控訴審敗訴の後は、大田原先生とお会いすることもありませんでした。ただ、地裁に続いて高裁でも敗訴という結果によって、大田原先生にも、さすがに焦燥があるのではないかと、心配をしました。もちろん、彼はひと言もそのようなことは口にしませんが、弁護士といえども人の子、この立て続けの敗戦が、代理人の心情に全く影響が無いといえば嘘になると思うのです。また、大田原先生は、あまりに全てをひとりで背負おうとなさる性格であることを、これまで彼を見てきた私は、すでに十分わかっていましたので、余計に気がかりでした。

そこで私は、書面作成中の大田原先生に対して、以下のようなメールを送りました。

『提訴から３年近くが経過する中で、私は驚くほどの精神的安定を得ています。単に病状がよくなったというだけでは説明がつかないほどです。これは、特異な経験の中で、様々の学びと人間的成長を得たためと、解釈しています。裁判に対する情熱と信念は確固として胸の中に持ち続け、なおかつ、冷静に状況を見る目も同時に持ち合わせることができていると感じています。状況は悲惨ですが、決して悲観はしていないのです。

控訴審で敗訴してさらに上告が棄却されたとしたら、冷静でいられるか否かはわかりませんが、そこに立った時には、そこに立った者だけしか見ることのない景色が私の目に飛び込んでくることだろうと思っています。恐れてはおりません。何があっても全てをこの目で見るべく、突き進むのみです。

私がこのような精神的安定を得られたのは、大田原先生、あなたのお陰であるところが大きいのですよ。本件代理人を引き受けてくれたのはあなたです。たった一人で矢面に立って訴訟を闘ってくれるのはあなたです。代理人なしでは訴訟は成り立っていなかったのですから、私に得難い体験をする機会を与えてくださったのは、あなたです。こんなことは慰めにも励ましにもならないでしょうが、現時点に置いてすら、本件訴訟が橋本容子というひとりの人間に、これほどの内的な変化をもたらしたことは事実です。

弁護士にとって最高にして唯一の報酬は、勝訴そのものだということもわかっているつもりです。依頼人だって、それを望んでいます。そして、勝つことが我々の闘いに冷ややかな人たちも無関心な人たちも全ての人々をねじ伏せる手段です。だから、勝つことは大事です。

しかし、一方で、我々の闘いの本当の敵は何でしょうか。国家権力、そして社会にはびこる偏見と差別、無関心…。それらに対する本当の勝利とは何でしょうか。

こういう闘いに身を投ずる者は、闘い続けるかぎり、その宿命として、深い孤独を微笑んで引き受ける者です。私は、私の闘いは本件訴訟だけでは終わらない、と思っています。

大田原先生、あなたは一人で闘っているのではありません。

そのこと、よくよく、お考えになって、たとえ敗訴してもご自分を責めることもなければ卑下

することもありません。また、勝訴したならしたで、一人で勝ち取ったと思ってはなりません。

原告に何の義理もないのに、懸命に支援してくださる人、それぞれの願いを込めて裁判を見守ってくださる人、橋本に自分をダブらせて勇気を奮い起こしておられる精神病者の仲間、これら多くの人々に、我々は支えられております。

どんなに努力が報われなくても、自らの行いに信念があれば、きっと、前を向いて進んでいけるでしょう。地裁、高裁と敗訴が続きましたが、私は、胸を張り、顔を上げて、堂々と上告審を闘う所存です。それも、私の責任と心得ます。

大田原先生におかれましては、どうぞ、橋本のその想いを、お酌み取りくださった上で、後は、ご自身が納得のいくように、ご存分になさってくださいませ。』

勝訴と敗訴は…

一審につづいて控訴審でも敗訴し、私は、「裁判に勝つことと負けること」について、深く想いを廻らすこととなりました。「勝訴すること」と「敗訴すること」は、各々、如何なる意味を成すのでしょうか。如何なる結果をもたらすのでしょうか。

言うまでもなく、勝訴することこそが、原告や代理人をはじめ全ての原告側関係者にとって最善であることは間違いありません。そこには、とりあえずも被害の救済がなされ、誤った法と制度によって、有形無形に、誤解や差別、不当な処遇を受けることを是とされてきた原告は、他の人々と同等に、あるいは、他の（精神疾患以外の）疾病の罹患者と同等に、名実共に、一個の尊厳ある人であることを、司法が認めるのです。そのことは、原告と同じ立場にある全ての精神病者についても同様の意味を持ち、明文化された「判例」として、厳然と残るのです。

さらにもっと踏み込んで言うならば、マクロな視点で見たとき、被告とその関係者にとっても、実は善いことだと思うのです。なぜならば、精神科医をはじめ、精神病院に勤務する精神医療の従事者にとって、現在の法に従うということは、病める人々を癒しこれを救うという崇高な役割を担う医療者などではなく、単に強制収容所の看守かはたまた家畜小屋の管理人に過ぎないことを、実は彼ら自身が一番よく知っていると思うからです。また、皆さまはあまりご存じないことかと思いますが、医師の世界においては、実は、他の診療科の医師たちから、精神科医のみが一段低く見られているのです。これ自体は医学界における精神科領域への差別であり、精神疾患に対する偏見に他ならず、精神科を専門とする心ある医師たちにとっては不当な事柄ですが、現実に、多くの患者を5年10年と入院させているなど、もはやこれは治療とは言い難く、こういうことを日々当たり前のようにやっている、およそ医療者とは言えないような医師を、他科のプライド高い医師たちが、自らと同じ医師と認めようもなく、敬意を払えないのも無理からぬことかと思います。

実は、こういうことが患者にも大変不利益な事態を引き起こします。具体的にどういうことが起こるかというと、精神病者といえども内科的なあるいは外科的な疾患などを発症することは当然にあるのですが、相手が精神病者だというだけで、他科の医師が診療を拒否するということが、大変に多いのです。

私が聞いた人の例では、ある時急に白血球の値が上がり、もしかしたら白血病の疑いもあると心配したかかりつけの精神科医が、内科で診てもらうよう勧め、言われたとおり内科へ行ったところ、「キチガイ、帰れ！」と追い払われた、とか。

この私自身も似たような体験をしています。若い頃から慢性的に鉄欠乏性貧血である私は、常にヘモグロビンの値が低いのですが、あるとき、ことのほか低い値が出たことがありました。さすがにこれは治療が必要と思い、また、それを診た内科医も治療を勧めました。治療の選択肢は飲み薬か注射による鉄分の補給なのですが、飲み薬は消化器系に副作用が出ることが長年の経験で分かっていましたから、注射による治療を希望しました。ただ注射は、仮に一日おきに打つとすると大体1ヶ月以上は続けなければなりませんので、毎日のように頻繁にクリニックに通うより、入院をして集中的に貧血を叩くという方法を望みましたが、入院ベットを持たないクリニックの医師は、総合病院の内科に紹介状を書いてくれました。それを持って総合病院の内科を受診し、入院を希望したところ、精神病の患者を内科の病棟で預かることは難しいと、遠回しに入院を拒まれました。しかも、「ご心配ならずっと以前から私をよく知る、県精神保健福祉センターの所長（精神科専門医）に聞いてもらったらいいです。」と私が言って、その精神科医師と話しをしてもらい、万が一、橋本の精神疾患が入院中に悪化したならば、彼が直接対応するとまで保証したにも関わらず、その言葉を意に介さず、私に何の説明もなく、紹介元のクリニック内科医へ注射の処方を指示したのです。つまり誰の了解も取らぬまま、患者をもと来た場所へ厄介払いしたということです。もっともこの治療は通いでもできないことはないのですが、私が精神病者でなかったら、やはりこの内科医は入院を拒んだでしょうか？

また、あるときは、腕にしつこい湿疹ができて何日も治らないので、この時も、かの精神保健福祉センター所長から皮膚科を紹介してもらったところ、たまたま彼は直接私の湿疹を診たのでなく電話で聞いて紹介状を書いたので、腕だけでなく脚にも湿疹があるという風に書いてしまいました。私が受診した時、その皮膚科の看護師が、医師の前で「腕と脚に湿疹が」と言って、私にはひと言の言葉もかけず、私のスカートの裾をつかんで無造作に、かつ思いっきりまくり上げたのです。私が精神病者でなかったとしても、やはりこんな風に患者を扱ったでしょうか？

このように、一般の診療科では精神科からの紹介もその患者も軽んじられ、一旦精神病者となったが最後、他科領域の病気を発症したならば、普通に診療治療を受けることができず、見殺しにされたとしても不思議ではないのです。

つまり、我々が勝訴することは、我々のみならず、被告や、精神科の現場で虚しさを

感じながらも仕方なく働いている医療従事者や、他科の医師から見下されているかわいそうな精神科医や、ひいては社会全体にとって、最も正義なることであると、私は確信しております。

では、対して「敗訴すること」の意味とその影響についても、考えてみました。

私の闘いは、もともと、かの事件によって私の心に刻まれた深い傷から発していました。傷などという甘やさしい言葉では表現できないほどの、それは私にとってのまさに存在の否定でした。存在すること、つまりは生きていることの意味を否定され、死か闘うかの究極の選択しか残されていないなかで、私は闘うことを選びました。ただ、これは私の個人的な選択であり、仮に私でなかったら、第三の選択肢を選ぶ人もいたであろうと想像することができます。例えばそれは、泣き寝入りをするというものであるかも知れないし、無かったこととして忘れようと努めるというものかも知れません。これらは非常にネガティブな選択であろうと思われますが、よほどに強靭で前向きな精神を持っているか、はたまた悟りを得た高僧か聖人君子でもなければ、あのような出来事に遭って、右の頬を打たれて左も差し出すというような選択はできないと思います。

そのような仲間たちが、私と同じように声を上げ、不当なことを不当だと躊躇せず言えるような権利意識と自己肯定の芽を、私が敗訴することによって摘み取ってしまうことになるのではないでしょうか。私と同じ境遇にある人々がこの社会にたくさんいて、顧みられることなく、うち捨てられ、以前に大田原先生がおっしゃった言葉を引用するなら、「精神病の人は何も分からないから、かえっていいんじゃないの、という人たちもいる。」のです。こうまでないがしろにされる者たちが、この裁判のことを知って勇気をふるい起こす可能性があるとすれば、私が負けることによってその可能性を潰してしまうのではないかと恐れるのです。

控訴審から憲法違反の主張を追加したのですが、裁判手続き上、被告の追加ができない以上、法律を作り運用している「国家」そのものを訴えることにはなりませんでした。私の訴訟は、あくまで一個人による病院と医師に対する損害賠償請求からはじまった裁判でしたが、違憲訴訟なら国家賠償請求となっても何らおかしくないことで、仮に国賠訴訟だったとすれば、原告は私ひとりではなかったはずです。国に賠償してもらわなければならない人は、事実たくさんいるのですから。敗訴の判例をつくってしまうことは、そのような原告予備軍が本当の原告となる日が遠ざかってしまうのかと思えば、残念でなりません。

私の身にかの事件が起きるずっと前から、我々精神病者が不当な処遇を受けている現実は存在していたにも関わらず、また、この理不尽な差別は、実は政治による国家規模の構造的差別であるにも関わらず、我が国の立法府も行政府も、何ひとつ変えようとしなかったのですから、せめて三権の長のひとつである司法を、しかも最高裁を動かすことができたなら、この現状を変える突破口となり得るかもしれないと考えるところなのですが、最高裁の扉が開かれなかったならば、三権の全てが、少なくともこの時点では、

精神病者がおかれた現状を、「精神保健福祉法・第33条」を、是としたという事実が残るのみです。

結局、勝訴も敗訴も、この小さな個人の訴訟が、社会的に大きな影響を持つと考えるのは、穿った見方でしょうか？

その後いただいたカンパへのお礼

前回報告（通信１３号）以降、以下の方にカンパをいただいております。ここに掲載してお礼を申し上げます。ありがとうございました。（敬称略）

フォーラム八頭　有志　　4､000円

お知らせ

○　**『全国「精神病」者集団』　公式サイト**において裁判情報を随時アップしていただいております。　http://www.jngmdp.org/

○　**『ほっとスペース八王子』　公式サイト**において裁判情報を随時アップしていただいております。　http://homepage2.nifty.com/hotospace/

○　平成23年3月10日、東京において、**自由報道協会**での**記者会見**を行いました。
会見は、橋本と同様に、精神保健福祉法は違憲であるとの理由で最高裁に上告している、関口明彦氏（全国「精神病」者集団 運営委員　障がい者制度改革推進会議 構成員）との、共同会見という形をとりました。
会見の模様は、Ustream にアップされています。
http://www.ustream.tv/recorded/13219073

この会見の、まさに翌日、東日本大震災が起こるという事態に日本中が大混乱するなか、我々の会見も吹き飛んでしまった感があり､報道関係者へのアフターフォローもままなりませんでした。せっかくの機会を上手く活かせなかったわけですが、この震災の大きさを思えば、やむを得ないことかと思っています。

■　裁判支援を10倍楽しむ方法　■

～法律ビギナーさんのための裁判講座～
第３回（最終回）

監修　弁護士　大田原俊輔

今回は、上告審での最大の争点である『精神保健福祉法第33条は憲法違反』について、違憲論の視点から、その内容を、分かり易く解説していただきます。

Ｑ１　通信によると、憲法13条と18条に違反しているということですが、それぞれ、具体的にはどういうことですか。

Ａ　まず、憲法１３条違反というのは、医療に関する自己決定権が同条で保障されていることを前提に、精神保健福祉法はこの自己決定権を侵害しているという意味で主張しています。医療保護入院は、自らの意思で入院するわけではないですから、強制入院の一種です。なぜ、強制的に入院させられるのかというと、この制度を維持する立場からの説明は、本人の医療上の必要からということになるのです。本人が望んでいないのに本人のためだからということで強制が許されるという理屈を、パターナリズムといいます。精神障害との関係では、パレンス・パトリエという表現をとりますが、これは「国親思想」と呼ばれています。しかし、本人のためだからという理屈で無制限に強制が許されてよいはずがありません。ましてや、本件の医療保護入院は隔離を内容とするものですから、自己決定権に対する極めて大きな侵害となり得るケースです。このような、医療における自己決定権とパターナリズムとの調整が問題となる場合、必要最小限の原則が妥当します。国連原則やハンセン病熊本地裁判決を踏まえた内田博文先生の意見書や法学者である田中成明教授の見解を前提にすれば、その判断基準としては、①その制限にやむにやまれぬ必要性があり、②他にとるべき方法がなく（補充性）、③その措置により生じる自己決定権の損失による被害が本人の全体的長期的な人生構想の促進と人格的統合の発達・維持の利益を超えないこと（法益均衡の原則。医療に価値があるとしても、それにどれだけの大きな価値があるのかは、本人の長期的な生き方に照らして判断されなければならないはずです。本人の人生を無意味にするような医療なら、行わない方がよいということは、癌の終末期医療を想定すれば容易に理解できるところです。）のすべてを充たす場合にのみ、合憲と考えるべきこととなります。松江高裁は、このような規範定立を一切行うことなく、法律が数次の改正を経て存在しているから合憲といわんばかりの判決を書いており、およそまともな憲法判断をしていません。そして、実際にこの要件を精神保健福祉法３３条の医療保護入院に当てはめてみれば、必要性の判断は精神保健指定医一人が必要と認めればよくその程度の切迫性は要求されていないこと、他のとるべき方法についての補充性や法益均衡もそもそも要件となっていないこと（任意入院はせいぜい努力義務）、から要件を充たしていないことは明らかと言えます。内田先生に代わって申し上げれば、ハンセンの歴史を振り返るならば、隔離に

よる被害者をこれ以上生み出してしまうような法制度の存在は絶対に許されるべきではありません。

つぎに憲法１８条違反というのは、基本的には１３条違反が身体拘束という点でみると憲法１８条違反という捉え方もできるというものです。もっとも、この１８条を出す異議は、日本が１９９９年に批准した国連拷問等禁止条約が国内法的にも拘束力を有していることを背景に、国連から精神保健指定医が拘束指示を出す制度についての改善要求があるという点を指摘するところにあります。国連では、障害者権利条約が発効しており、この点から憲法１４条の平等原則違反の視点も加味した上で国際的な人権水準から捉えても、上記必要最小限の原則が導かれることとなり、日本において医療保護入院制度が存続していることは人権侵害という評価になるということです。

最後に、今回の上告では、憲法３１条違反についても、かなり触れています。上記、国連拷問等禁止条約からは、入院手続には司法による審査を経ることが求められています。これは、入院という極めて強い人権制約については適正手続の保障が強く及ばなければならないと考えられているからです。しかし、現実の医療保護入院では、裁判所の関与はいうに及ばず、告知・聴聞という入院理由の説明とそれに対する反論の機会の保障すら与えられておらず、また、事後的に審査する精神医療審査会制度についても弁護士等による代理人を通しての国費での権利保障の制度が完全に欠けており、およそ国連原則や拷問等禁止条約から要求される手続保障を充たしていません。

最高裁にはこのような観点から違憲として判断して貰えるよう、本件では各種の例を挙げて繰り返し丁寧に論述した上告理由書とその要旨を提出しています。

Ｑ２　そもそも、憲法とその他の法律は、どのような関係にあるのですか。法律が憲法に違反するとは、どのようなことなのでしょうか。

Ａ　これは、憲法９８条の最高法規制の問題です。同条によれば、憲法の条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しないということになります。すなわち、憲法自体が、憲法に違反したら法律は無効と明確に述べているということです。

Ｑ３　第2回講座で、『最高裁に持ち込めるハードルはとても高い』と教わりましたが、過去に、この件で最高裁に上告された例は無かったのでしょうか。また、地裁、高裁ではどうでしょうか。

Ａ　残念ながら、この点は、正確にはお答えできません。私以外にも、果敢に挑戦している弁護士がいないとは言い切れないからです。しかし、書籍やインターネット上での情報を見る限り、明確に違憲であるという理由をまとめた論考にはお目に掛かっておりません。今回の上告理由書は、内田先生をはじめ多数の方からの協力を頂き膨大な資料を参照にしながらやっと完成させたものです。国連拷問等禁止条約や障害者権利条約の成立という背景にまで踏み込んでの理由付けは現在だからできるものであり、そのような背景なしで過去に最高裁まで挑戦するのは本当に極めて厳しい戦いだったはずです。

裁判講座も今回で終了となります。3回にわたるこの講座が、皆さまにとって、少しでも法律や裁判を身近に感じていただき、有意義なものとなったならば、たいへんに嬉しいことと思います。大田原先生には、お忙しい中、常に丁寧な解説をいただき、ありがとうございました。

「人としての尊厳を取り戻す闘い」を支援する会・呼びかけ人

＜代表＞ 森島 吉美　（広島修道大学 教授）

池内 まどか　（社会福祉法人一条協会・高知県 事務局長）
岩田 啓靖　（曹洞宗：大寧寺・山口県 住職）
内田 博文　（神戸学院大学　法科大学院 教授）
宇都宮 富夫　（八幡浜市議会 議員）
江嶋 修作　（解放社会学研究所 所長）
大久保 陽一　（いのちくらしこども宍粟市民ネットワーク 代表）
金杉 恭子　（広島修道大学 教授）
鐘ヶ江 晴彦　（専修大学 教授）
川口 泰司　（山口県人権啓発センター 事務局長）
佐々木 理信　（浄土宗：真明寺・滋賀県 住職）
志村 哲郎　（山口県立大学 教授）
露の 新治　（落語家）
砥石　信　（国連登録NGO 横浜国際人権センター・信州ブランチ 代表）
富田 多恵子　（びわこ南部地域部落解放研究会 副会長）
林　力　（福岡県人権研究所 顧問）
福岡 安則　（埼玉大学 教授）
山崎 典子　（浜田べっぴんの会 代表）
山本 真理　（全国「精神病」者集団会員・
世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク理事）
若月　好　（精神障害者当事者会「きまぐれの会」・鳥取県 民生児童主任）
亘　明志　（長崎ウエスレヤン大学 教授）

呼びかけ人の皆さま、この長きにわたる裁判を、当初からご支援くださり、本当にありがとうございました。また、他のご支援をくださった皆々様も、この裁判に関心を寄せ、見守ってくださいましたことは、どんなにか心強く、励まされる思いでした。

今後は、次に現れるであろう橋本に続く人々のために、共に闘っていただきますことを祈念して、お別れのご挨拶といたします。

付記：
会計について

本件訴訟においては、多くの皆さまにご支援のカンパを頂きました。重ねてお礼を申し上げると共に、裁判終結に伴いあらためて、その御厚情に篤い感謝の念を覚えております。

また、裁判というものが、実際のところどれほどの費用を要するものであるか、私の訴訟においての決算会計報告を以て、今後の同種訴訟においての参考として頂けるようにと考えましたが、実際のところ、会計も原告である橋本がひとりで管理していた（やわらぎ事務所分は除く）というのが実情で、本稿通信発行までに、決算が間に合わなかったというのが偽らざるところです。

皆さまにはたいへん申し訳ないことですが、橋本は現在も、３年分の溜まりにたまった領収書の束と格闘中でございますので、後日、決算完了の暁には、別途、会計報告を発行させていただくということで、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

本通信においては、会計の大枠のみをお伝えして、裁判費用決算報告概略とさせて頂きます。

■　収　入

いただいたカンパ総額　　281.090　円

■　支　出

弁護士報酬としての費用

アドヴォカシー法律事務所　　21.000　円

弁護士法人　やわらぎ　　500.000　円

法律事務所必要経費　（申立費用、印紙代　含む）

201.222　円

□　橋本個人の支出項目　（必要経費として）

「通信」発行に要する　印刷費、通信費

出張に伴う　交通費、宿泊費、雑費

東京出張　4回

福岡出張　2回

島根出張　1回

県内出張　3回

その他　通信費、事務費、謝礼・接待費　等

（詳細をまとめた報告を後日発行予定）

以　上